

## はじめに

人権とは、人間が人間らしく生きる権利で、誰にとっても身近で大切なもの、違いを認め合う心によって守られるものです。私たち一人ひとりが人権尊重の意識を高めるとともに、他の人の人権にも十分配慮した行動ができるよう、社会全体で取り組みを進めていくことが重要です。

本県におきましても、「岐阜県人権施策推進指針」を策定し、「一人ひとりの人権が尊重される社会」の実現を目指して、諸施策を推進してきました。

しかしながら、地域社会におけるコミュニケーションの不足や人間関係の希薄化などにより、お互いに相手を思いやり、慈しむ心が薄れる傾向が見受けられ、いじめや偏見や差別などに基づく人権侵害が生じていることは、誠に残念なことです。

近年、インターネットを悪用した誹謗中傷や差別を助長する書き込みが多く見受けられ、加えて、こころの性とからだの性が一致しない人や同性愛者などの性的少数者への偏見や差別の問題も社会の関心が高まっております。

さらに、東日本大震災や熊本地震を経験し、災害時に顕在化する避難所等における災害弱者への配慮などが一段と重要視されてきております。

こうした社会情勢の変化や県民意識調査の結果などを踏まえ、この度、現行の指針を継続・発展させる「岐阜県人権施策推進指針（第三次改定）」を策定いたしました。

県では、引き続き本指針に基づき、国、市町村、関係団体、企業や地域の方々と連携して、人権施策を積極的に推進していきますので、県民の皆さまにおかれましても、地域や職場、家庭において、積極的な取り組みをお願いします。

終わりに、この指針の策定にあたり、貴重な御意見をいただきました県民の皆さま、関係団体の皆さまに厚くお礼申し上げます。

平成 30 年 3 月

岐阜県知事 古 田 肇